R4.6
（受講開始が R7.3.31 以前の講習対象）

技能実習等の受講日の取扱に関する申告書

実施した技能講習・特別教育、技術検定等の受講日について、下記のとおり取り扱いました。

受講者氏名		建設労働者	はい・　いいえ
受　講　日	年　　月　　日（　　）～　　年　　月　　日（　　）		

※設計・経理・営業等に従事する方は、建設労働者には含まれません。

【年間所定労働日数】 労働日数　　日　休日　　日　（年末年始・会社が定めた日）

【変形労働時間制】 □　導入有　　□　導入無

【受講者の勤務時間】　　：　　～　　：　　休憩　　分　1日の所定労働時間数　　時間　　分

【賃金の支払い形態】 賃金の締日：　　日　支給日：　　日

□　月給制　□　日給制　□　日給月給制　□　時給制

基本給　　円　・　諸手当　　円（諸手当算入項目　　）

【基　本　単　価】

　　円 ÷ 　　日 ÷ 　　時間 ＝ 　　円

支給総額・（基本給+諸手当）　年間平均１ヶ月の所定労働日数　１日の所定労働時間　基礎となる時間単価

【割　増　賃　金】 時間外労働した場合の時間単価　（割増率 1.25 の割増額）　　円

法定休日に労働した場合の単価　（割増率 1.35 の割増額）　　円

【受講日の所定労働時間外の確認】

受講日に所定労働時間を超える受講時間があった。（はい・いいえ）

※ はい の場合は【建技様式第３号別紙４】「1.時間外手当等を支払った日」に記入

【受講日の休日の確認】

受講日に休日が含まれている。（　はい　・　いいえ　）

※ はい の場合は【建技様式第３号別紙４】「2.振替休日とした日」に記入

申請日　　年　　月　　日

上記のとおり証明します。

事業主名

注）受講日における休日の振替は割増賃金の支払いがない場合は、経費・賃金助成の対象外となります。
振替休日と代休は異なりますのでご注意ください。代休の場合は、休日受講日に割増賃金が発生します。